

# 公益財団法人恵国際交流財団 令和7年度 奨学生募集要項

## 1. 趣旨

公益財団法人恵国際交流財団(以下、「本財団」と表記する。)は、日本から諸外国へ私費留学生として留学する者のうち、学力ほか、文化芸術、スポーツの分野において成績優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、諸外国との国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

## 2. 奨学生の応募資格

※過去に本財団より奨学金の給付を受けた奨学生も、下記応募資格を満たせば再度応募することができます。

- (1)応募時に日本国籍を有し、かつ日本国外の大学、大学院、またはこれに類似する専門的教育機関(以下、「留学先」と表記する。)へ正規留学生として留学している者、または留学が決定した者
- (2)学業、人物ともに優秀である者
- (3)日本の教育機関(高校・大学・大学院・専門学校等)に在学中、もしくは卒業した者、または本財団が特別に認める者
- (4)就学のために経済的援助を必要とする者
- (5)本財団の奨学生募集要項の内容一切を理解同意できる身元保証人2名を立てることができる者
- (6)本財団に対し定期的に留学先での生活状況、学業、研究実績の報告を行える者
- (7)留学期間中、または留学終了後、本財団の運営等に関わり、本財団が主催する行事や各種支援活動に参加し得る者
- (8)諸外国の留学生と積極的に交流し、諸外国との国際友好親善に寄与できる者
- (9)留学で得られた成果を日本国内での人材育成をはじめ、社会貢献で還元できる者

●注意:他奨学金貸与(給付)団体への申請において、本財団は併願、または併給を可としますが、併願、または併給を不可とする他団体に申請済みの場合、本財団へのご応募はご遠慮いただきますようお願いいたします。

## 3. 奨学金の給付

- (1)種類 返済義務のない給付型
- (2)採用人員 年15名以内
- (3)給付期間 留学期間中、1年以内
- (4)給付金額 月額10万円(年額上限120万円、1カ月に満たない場合は日割り計算)
- (5)給付方法 後納給付方式 ①定期提出書類初回受領月の翌々月末、②留学終了報告書の提出を完了した月の翌月末、③留学終了報告会出席月の翌月末

※定期提出書類の審査、または面談等で報告を受けた後、給付を決定し、日本国内の金融機関口座(応募者本人名義に限る)へ送金します。

#### 4. 奨学金の給付打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付打ち切り、および給付済み奨学金の返還を求める場合があります。ただし、相当な理由が認められる場合はこの限りではありません。

- (1) 留学先で相当な理由なく、1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 留学期間中、留学先を休学、または本財団の許可なく留学先以外へ留学(短期留学・語学留学含む)、公私による一時的な帰国、および留学目的以外の学業や就業活動(インターンシップ等)をしたとき
- (3) 在学する留学先における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (6) 留学先で原級にとどまったとき(留年)、または卒業延期の恐れが生じたとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (11) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (12) 本財団の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき
- (13) 本財団の指定する期日までに報告書の提出がなかったとき

#### 5. 応募の手続き

下記の書類一式を揃え、本財団に提出してください。(個別書類の別送は不可)

なお、所定の様式を使用する際は、様式を印刷出力し、応募者本人(同意書兼確認書は応募者および身元保証人本人)が黒色のペン、またはボールペンを使用し自筆記入すること。(ワープロ使用不可)

(1) 奨学金申請書(A), (B) (所定の様式を使用、(A)は要写真貼付)

(2) 身上書 (所定の様式を使用)

(3) 同意書兼確認書2名分 (所定の様式を使用)

※ただし、2名のうち応募者と生計を一にする身元保証人は1名限りとする。

(4) 在学証明書、または卒業(見込み含む)証明書 (現学校等のもの、発行後1年以内の原本、封緘不要)

(5) 成績証明書 (現課程のもの、発行後1年以内の原本、封緘不要)

※ただし、現課程のものを入手できない場合は、前課程のものか、入学試験の成績、順位等がわかるもので代用すること。

(6) 留学先の合格通知書(入学許可書)、または入学決定通知書等の写し

(7) 日本国有効旅券の写し (留学 VISA を取得済であればその写しも添付する)

(8) 外国語語学能力を証明できる書類の写し (直近のものが望ましい)

※日本語、英語以外の書面の場合、日本語または英語の翻訳書面を添付すること。

※証明できる書類が用意できなければ、推薦教授等により語学能力に関する所感を奨学生推薦

書(後述)に記入してもらうこと。

(9)自己経歴・自己PR書面(日本語のみ可、書式自由、一般履歴書可、画像添付可)

(10)奨学生推薦書(書式自由、応募者自薦不可、封入封緘)

※推薦者は、現在籍あるいは直近で卒業した学校の学校長、学部長、または直接の指導教員が望ましいが、これを限定しない。卒業数年を経た社会人等が応募する場合は、所属部課長等の推薦でも可とする。

※推薦理由、応募者の人物概評、外国語語学能力に関する所感等、推薦者本人が作成すること。

※書面には推薦者の氏名(署名押印をする)ほか、所属先名、連絡先(所属先、または自宅の住所、電話番号、メールアドレス等)を記載のこと。

※日本語、英語のみ可とする。英語の場合、日本語への翻訳は不要。

## 6. 応募締切日

令和7年5月8日(木)、本財団に書類必着

## 7. 選考

応募締切日後、本財団の選考委員会において応募者の奨学生採用選考を行います

(1)第一次審査(書類選考)

※応募書類に著しい不備がある場合、審査対象から除外されます。

※合否通知:令和7年6月13日(金)までに合格者のみに電子媒体にて通知します。なお、不合格者へは合否結果、およびその理由等は通知いたしません。ご了承をお願いします。

※第一次審査合格者へは第二次審査のご案内を差し上げます。

(2)第二次審査(面接選考)

令和7年6月28日(土)午後から、東京都内会議室

※審査会場での対面のみで行います。通信機器等を使用した審査は行いません。

※面接時間15分程度、面接会場 および面接開始時刻は本財団が指定し通知します。

※面接時、選考委員より英語語学力を量る質問をさせていただきます。

※面接に伴い発生した交通費、通信費等の経費について、本財団は支給しませんのでご了承をお願いします。

## 8. 奨学生の決定

※第一次審査と第二次審査の報告書を元に選考委員会が最終審査を行い、本財団理事会の承認を経て最終合格者を決定します。

※合否通知:令和7年7月5日(土)までに電子媒体にて通知します。

※最終合格者へは下記「奨学生壮行会」のご案内を差し上げます。

●注意:第一次、第二次審査合格者で、他団体の奨学金給付の決定を受諾する等、本財団への応募、または奨学生採用を辞退される方は速やかにご連絡ください。

## 9. 奨学生壮行会の開催

最終合格された応募者に対し壮行会を開催いたします。この場において認定証の授与を行いますのでご出席をお願いします。なお、合格者のご親族の方、推薦者の方もご出席できます。

※合格者本人の奨学生認定証の受領をもち、合格が正式に確定されます。

日時 : 令和7年7月12日(土) 午後

会場 : 東京都内

出席者: 最終合格者、本財団職員、役員、選考委員、本財団採用の帰国奨学生、ほか

## 10. その他

本募集要項についてのお問い合わせ、応募書類の送付先は下記までお願いします。なお、ご提出された応募書類は本財団の責任において保管、または破棄を行い、返却はいたしませんのでご了承をお願いします。

《お問い合わせ・応募書類送付先》

公益財団法人 恵国際交流財団 事務局 宛

〒358-0026 埼玉県入間市小谷田二丁目2番20号

メール [information@megumi-international.jp](mailto:information@megumi-international.jp)

※お問い合わせはメールでお願いします

以上

令和7年4月1日改定